

岡崎市内で土壤汚染及び地下水汚染の報告がありました。

本日、J X T G エネルギー株式会社から、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）第 3 9 条第 2 項の規定に基づく土壤汚染及び地下水汚染に係る調査結果の報告がありました。

この調査は、アクティブ伊賀給油所の閉鎖にあたり行われたものです。
調査の結果、ベンゼンが、県条例に規定する土壤溶出量基準及び地下水基準を超過しました。
その概要は、以下のとおりです。

1 調査対象地

岡崎市伊賀新町 4 番 1、4 番 2

2 調査結果内容

（1）調査の実施期間

平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日～平成 3 0 年 3 月 2 9 日

（2）調査項目

鉛及びその化合物並びにベンゼンの 2 項目

（3）土壤汚染の調査結果

ア ベンゼンについて、次のとおり県条例に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	超過区画数 ／調査区画 数
ベンゼン	0. 0 5 8 m g ／ℓ (5. 8 倍)	0. 0 1 m g ／ℓ以下	3 ／ 9

注 （ ）内は、土壤溶出量基準に対する倍率

イ ベンゼンについて、次のとおり県条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過区画数 ／調査区画 数
	0. 9 4		

ベンゼン	mg/ℓ (94倍)	0.01 mg/ℓ以下	3/9
------	---------------	----------------	-----

注 () 内は、地下水基準に対する倍率

※ 区画とは、調査対象地を10メートル格子で分割したもの

(4) 汚染の原因について

調査対象地は、ガソリンスタンドとして使用されていたため、ガソリンに含まれるベンゼンによるものと推定されます。

3 応急措置について

汚染があった土地についてはコンクリートで被覆されており、汚染土壌が飛散・流出することはありません。また、立入禁止柵も設置されています。

4 今後の措置について

汚染が発覚した土壌及び地下水について適切に処理する予定です。

5 市環境保全課の対応

市は、敷地周辺の飲用井戸の有無の調査及び飲用指導をした上で、事業者に対して法令に基づき適切に措置するよう指導していきます。

6 連絡先

JXTGエネルギー株式会社

中部支店総務グループ 白駒（しろこま）・宝官（ほうがん）

052-746-5000